ブリスベン日本クラブ

会則

- 1. 名称
- 1.1 法人化された会の名称は「社団法人ブリスベン日本クラブ」とする。 (本会則においては「本会」と称する。)
- 2. 目的
- 2.1 本会設立の目的を以下に記す。
 - (i) 本会会員相互の親睦
 - (ii) 会員の社会的・文化的意識の向上、および会員子弟の教育
 - (iii) 地域社会との交流および友好の促進
 - (iv) 本会会員の地域内安全の確保向上
- 2.2 本会は、本会の目的を達成するため、以下の活動を含む必要な活動を行う。
 - (i) 親睦会
 - (ii) 日本語補習校その他本会の目的に沿う教育施設の運営
 - (iii) スポーツならびにレクレーション行事
 - (iv) その他、本会の目的達成の為に付随的・誘導的な活動
- 3. 権限
- 3.1 本会の権限を以下に記す。
 - (1) 本会は自然人と同様の権利能力を有する。
 - (2) 本会は、たとえば、以下の行為を行うことが出来る。
 - (a) 契約の締結
 - (b) 財産の取得、保持、取引および処分
 - (c) 本会が提供するサービスや施設についての費用の徴収
 - (d) その他、本会の活動のため必要または便宜な行為

4. 会員の種類

- 4.1 本会の会員は、一般会員、学生会員、特別会員から構成される。一般会員はさらに家族会員と個人会員で構成される。
- 4.2 各会員の定義は以下の通りとする.
 - (1) 「一般会員」: 20才以上の者でクイーンズランド州ブリスベン市 周辺に居住している者、およびその配偶者と20歳未満の扶養家 族。対象者が単独で会員となる場合は個人会員、対象者を含む2 名以上の家族で会員となる場合を家族会員とする。
 - 「学生会員」: 18歳以上30歳未満の者で、クイーンズランド州 ブリスベン市周辺に居住している、フルタイムの学生及びこれに 準ずると理事会が認めた者。

「特別会員」は以下のものとする。

- (3) (i) クィーンズランド州ブリスベン市周辺に登録事務所または 主たる事務所がある企業
 - (ii) その他、理事会が特別会員として承認した企業
- 4.3 一般会員、学生会員、特別会員の会員数に制限はない。
- 5. 会員
- 5.1 入会申込みは、入会希望者が、自らが署名した書面を提出して行う、。その書 式は、理事会がその入会申込み時に定めている申込書を使用するものとする。
- 6. 会費
- 6.1 各種会員別の入会金ならびに会費は時に応じて総会で決定する。
- 6.2 各種会員別の入会金と会費の納入日および納入方法は理事会が時に応じて決定する。
- 6.3 前会計年度末時点において80歳以上の一般会員については当該会計年度に おける会費を免除する。
- 6.4 会則11に認める理事会構成理事については理事任期年度の年会費免除資格 を有する。
- 7. 入会者の承認ならびに非承認
- 7.1 入会申し込み書、各種会員に応じた入会金ならびに会費の受領後、その次に開かれる理事会で入会申し込み者の承認、あるいは不承認が決定される。
- 7.2 入会の是非が決定される理事会で、出席理事の過半数の支持を受けた入会申し 込み者は、申し込んだ種類の会員としての入会が認められる。
- 7.3 会員の入会が承認された場合には、秘書役はその承認後最初に発行される本会 会報にその会員の名称を掲載して他の会員に通知する。
- 8. 退会と除名
- 8.1 会員は、本会の秘書役に書面で退会願いを提出することにより、いつでも退会できる。退会願いが秘書役によって受理された日をもって退会が有効とされるが、退会願いに受理日より後の期日が特記されている場合は、後者の期日が有効となる。
- 8.2 もし会員が以下に該当する場合は、理事会はその会員の除名につき検討する。
 - (i) 罪を犯し起訴され有罪判決を受けた場合
 - (ii) 本会則の規定に従わなかった場合
 - (iii) 会費を2ヶ月以上、滞納した場合
 - (iv) 本会の品位を傷付けたり、本会に不利益となると思われるような行動を 取った場合
- 8.3 除名を検討されている会員は自分の立場を説明するための完全にして公正な機会を与えられる。理事会がこの会員の除名を決議した場合は、理事会は秘書役を通じてその会員に書面で知らせる。

- 9. 入会非承認または除名に対する不服 申立手続
- 9.1 入会が承認されなかった者、または除名された会員は、その旨の通知を受けてから 1 カ月以内に理事会の決定に対する不服申立書を秘書役に対して提出することが出来る。
- 9.2 秘書役は、入会の非承認または除名に対する不服申立書を受領してから3カ月以内に、その申立てについての決定を下す総会を召集しなければならない。その総会で不服を申立てる者は、自分の意見を充分に説明する機会が与えられ、また入会非承認、あるいは除名を決定した理事会、または理事も、同様に、その理由を説明する機会が与えられる。不服申立に対する決定は総会出席者の議決による。
- 9.3 入会が承認されなかった者で、本会則に定められた期間内に理事会の決定に対する不服申立をしなかったり、もしくは不服を申立てた結果その不服が認められなかった者に対しては、秘書役は既に納入された入会金ならびに会費を返却する。

10. 会員の登録

- 10.1 理事会は、入会した全ての会員の住所、氏名、入会日を登録簿に記録する。
- 10.2 会員の死亡、退会、除名、再入会について、また、その他、理事会や総会が、時に応じて必要として決定する事項も記録する。
- 10.3 登録簿は、秘書役にあらかじめ連絡しておけば会員であれば誰でも、常識が許す範囲の適当な時間に閲覧する事ができる。

11. 理事会の構成

- 11.1 本会の理事会の構成は下記の通り。
 - (a) 会長1名
 - (b) 1 名以上の 副会長
 - (c) 秘書役1名
 - (d) 会計 1名
 - (e) この他、総会で時に応じて任命されるその他の理事。

理事会を構成する理事の人数は、合計 5 名以上(上記(a)から(e)の各役員を含む)とし、一人の理事が複数の役職を兼務することを妨げない。

- 11.2 本会の会員のみが理事となる資格を有する。なお、特別会員については、特別会員たる企業ないし団体がそれを代表する者として指名する自然人のみが理事となる資格を有する。
- 11.3 本会には名誉会長の座を設けるが、名誉会長は理事会の構成員であってはならないため、在ブリスベン日本国総領事が時に応じてただ1人の適任・適格者となる。

- 11.4 理事の任期は、選任後最初の通常年次総会の日までとし、連続10期を限度として、再選を妨げない。
- 11.5 理事の選挙は下記のように行われる。
 - (a) 本会の一般会員2名をもって理事1名を推薦することができる。
 - (b) 推薦は書面によってなされ、推薦人の署名および推薦支持者の署名を付し、少なくとも投票が行われる年次総会の14日前までに秘書役に届けられねばならない。
 - (c) 候補者の名前はアルファベット順に、推薦人、推薦支持者の名前と共に本会事務所、もしくは通常総会を開く会場の見やすい位置に、年次総会開催の少なくとも7日前から掲示されなければならない。
 - (d) 年次総会開催までに推薦付き候補者数が足りない場合は、総会場で候補者 の推薦を受け付けることができる。
- 11.6 理事追加をする際は臨時総会を招集し、総会に出席した会員投票にて決定される。

12. 理事の辞任と解任

12.1 理事会の構成員は誰でも、書面で秘書役に通知することにより、いつでも理事を辞任することができるが、その際、通知提出日より後に辞任する旨が書面に明記されていない限り、秘書役が通知を受領した日に辞任が発効する。また、理事が解任されることもあり得るが、その場合、総会で事情を釈明する機会が与えられる。解任の是非については総会に出席した会員の投票により決定される。

13. 理事の欠員

- 13.1 理事会は理事に欠員が生じた場合、次の年次総会までの間、一般会員を誰か任命して、欠員を臨時に補充する権限がある。
- 13.2 理事の任にあるものは、理事会に臨時欠員があっても活動するが、もし理事数が理事会の開催に必要だとして会則に定められた定足数を下回った場合、理事を必要定足数以上に増員するため必要な行為を行うことができ、またかかる目的のために総会を招集することができるが、それ以外の目的のための総会であってはならない。

14. 理事会の役割

- 14.1 本会則に別段の規定がなされているか、または総会における会員による決議の 対象になっていない限り、理事会は下記の役割を果たす。
 - (a) 本会の事務行為、財産、資金の包括的管理ならびに運営。
 - (b) 本会則の解釈、また会則に記載がない事柄についても、本会に関係する用件に対し判断を下す権限を持つ。
- 14.2 理事会は、下記の行為を行う本会の全権限を行使する事ができる。
 - (a) 本会の会員が妥当であると認める方法で、金銭を借り、調達し、支払いを 保証する、あるいは同様に債務、負債、契約、保証、その他本会が負った、 また将来関与する用件に対する支払いの実行、特に、現在及び将来におい て、本会の所有する財産に対してかかる、すべての永久または非永久の債 権証書について、その証書の取得、回復、または支払い。
 - (b)貸付け期間が長期・短期に拘わらず、その時点でブリスベン市中銀行が当座借り越し分に課す貸付け利率を超えない範囲の利子を支払って、会員から借金すること。かかる借金は、本会の債務や責任または義務に関する担保の提供として行われるか単なるローンとして行われるかを問わず、本会の財産またはその一部を担保に供するかどうかを問わず、あるいは支払いを負担する債券や債権証書など証書の発行を伴うかどうかを問わず、またかかる証券の提供または支払いという形を取るかどうかを問わない。
 - (c) 本会が時に応じて決める方法で投資を行うこと。

15. 理事会の開催

- 15.1 理事会は、原則として、毎月1回開催する。特に議題のない月は、翌月に繰り 延べることができるが、2回連続して繰り延べることはできない。
- 15.2 臨時理事会は、理事の3分の1以上の署名を付した書面による正式な要求があった時に秘書役により招集される。この書面には臨時理事会の招集される理由 と処理されるべき用件が明瞭に述べられていなければならない。
- 15.3 理事会においては毎回、一番最近開かれた総会で選挙もしくは任命された理事数の単純多数が定足数とされる。理事会は、電話、ビデオ、その他の伝達手段で開催することができ、また各理事はこれらの手段で理事会へ参加、出席することができる。
- 15.4 本会則に規定されている通り、理事会は議事の進め方について、適当と思われる方法を定めることができるが、理事会で提起された問題は多数決投票により決定され、同数票の場合は、その件については否決されたものとみなされる。
- 15.5 本会との契約、契約の提案、また、その提案に起因する契約などに関して、理事会の構成員に利害関係のあるものがいる場合、その理事は投票するべきではなく、もし投票した場合もその票は数に入れない。

- 15.6 秘書役は各理事に対し、少なくとも14日間前に、臨時理事会の開催を通知する。その通知には臨時理事会で討議されるべき案件について明確に記されていなければならない。
- 15.7 理事会では会長が毎回議長を務めるが、もし会長が欠席の場合や理事会の開始 時間から10分経っても出席していない場合は、副会長が議長となる。副会長 も欠席の場合は、出席している理事の中から議長を選ぶ。
- 15.8 理事会開催の定刻より30分以内に定足数が揃わない場合、その理事会が理事からの要求による臨時理事会の時は流会となる。その他の場合は延期となり、翌週の同じ曜日、同時刻、同会場、もしくは理事会が決める期日、時刻、場所で開かれるが、延期後に再度開かれた理事会で定刻より30分以内に定足数が揃わない場合は、その理事会は流会となる。

16. 分科委員会への権限委譲

- 16.1 理事会はその権限のいずれをも、理事会がふさわしいと認める本会の会員から 構成される分科委員会に委任することが出来る。ただし、その委員会は委任さ れた権限の行使において理事会が課した規則に従う。
- 16.2 分科委員会の議長は、その会が選ぶが、議長が選ばれていないか会合開始時刻から10分経っても議長が欠席の場合は、出席している委員の中から議長を選出する。
- 16.3 分科委員会は、適当と思われる限りにおいて、会合を開いたり延期したりする ことができる。会合で提起された争点は出席委員による多数決で決定される が、賛否同数の場合は否決されたものとする。

17. 瑕疵ある行為の効力

- 17.1 理事会あるいは分科委員会の行為、または理事会の一員として行った行為は、 たとえ理事または委員を任命した際に不備があったり、理事または委員として 不適当な行動をしたり、また資格がないことが後に判明したとしても、公正に 任命され、もしくは資格があった場合と同様に有効な行為とされる。
- 18. 理事会の書面決議
- 18.1 理事会の開催通知を受ける資格があるとされた理事全員が署名した決議文は、 正当に招集され開かれた理事会の決議と同様に正当かつ有効である。かかる決 議は、同じ様式の何枚かの書類に1名又は複数の理事によってそれぞれ署名さ れたものを合わせて全員の署名が揃えば足りる。

19. 年次総会

19.1 年次総会は会計年度の末日より3カ月以内に開かなければならない。

- 19.2 年次総会で毎回討議されるべき事項は以下の通り。
 - (a) 理事会による前年度の収入支出計算報告、ならびに本会の資産債務、不動産担保、賦課金、抵当に関する報告、
 - (b) 監査役による前年度の帳簿、勘定に関する報告、
 - (c) 理事の選出
 - (d) 監査役の任命

20. 臨時総会

- 20.1 以下のような時、秘書役が臨時総会を招集する。
 - (a) 理事会の決定により、その指示があった時
 - (b) 理事会構成員の3分の1以上が署名した書面による正式な要求、または、 理事総数の2倍に1を加えた数以上の一般会員が署名した書面による要求 があった時。また、その要求書には臨時総会の招集が必要な理由、また臨 時総会での議事処理について明確に述べられていること。
 - (c) 理事会が決定した会員の入会拒否ならびに会員の除名に対し、不服申立書を受け取った時。

21. 総会の定足数

- 21.1 総会成立に必要な定足数は、理事会を構成する理事数の2倍に1を加えた数とする。
- 21.2 総会議事を進めるにあたり、出席している会員数が定足数に達していない場合は議事処理を行なわない。ここで言う「会員」とは本会則の趣旨に従い委任状を 提出した会員、特別会員の代表者を含むものとする。
- 21.3 総会の開始時刻から30分以内に出席会員数が定足数に達しない場合、その総会が理事会の構成員または本会の会員の要求によって招集されたのであれば、流会となるが、それ以外の場合は延期され、次の週の同じ曜日、同時刻、同所または新たに理事会が決めた期日、時刻、場所で開かれる。また、再会された総会で定刻から30分以内に定足数に達しない時は、その時の出席数をもって定足数とする。
- 21.4 議長は、定足数を満たした総会においても、出席会員が賛成すれば総会を延期したり会場の変更をしたりすることもでき、またもし会が指示した場合は延期または会場変更をしなくてはならない。ただし、延期または会場変更後に再開された総会では、未処理の議事以外の事項は討議されない。総会が30日以上延期される場合でない限り、総会延期の通知、もしくは延期後の議事の通知を行う必要はない。

22. 総会の招集

22.1 秘書役は、本会の会員に対し少なくとも14日以前に通知することにより、全ての総会を招集することができる。

22.2 総会通知の伝達方式は理事会によって決定される。但し、理事会による会員の 入会拒否、または除名の決定に対する不服の言い分を聞き、かつ決定する目的 のために招集される総会の通知は、書面でなされなければならない。どの総会 開催の通知においても、そこで討議される議事内容が明確に述べられていなけ ればならない。

23. 総会の手続

- 23.1 会則に定められていない限り、どの総会においても、
 - (1) 会長が議長を務めるが、会長が欠席、もしくは総会開始予定時刻から15分経過しても出席していない時、または議長を辞退した時は、副会長が議長を務める。副会長が出席していない時または議長を辞退した時は、出席している会員の中から議長を選出する。
 - (2) 議長は総会の秩序を保ち、正しく公正な方法で会議を進行する。
 - (3) すべての問題、案件、審議は、委任状を含む出席会員の多数決で 議決される。賛否同数のときは議長が決する。
 - (4) 20歳以上の一般会員、20歳以上の学生会員および特別会員は、 一人各一票(家族会員の配偶者を含む)、総会での投票権を有する。 ただし総会開催の時点で会費を1カ月以上滞納している者は、総 会における投票権を行使できない。
 - (5) 上記(4)に従い総会での投票権を有する会員は、協議内容を聞き取り協議に参加することが合理的に可能となるような機器を使用することにより会員総会に参加し、投票することができる。
 - (6) 上記(5)の定めに従い会員総会に参加する会員は、会員総会に出席したものとみなされる。
 - (7) 投票は、挙手または会員の派分けによるが、出席会員の5分の1 以上が投票用紙による投票を要求した場合は、無記名投票が行な われる。議長から指名を受けた会員2名が、議長が定める方法に より無記名投票を実行し、その投票結果は議長が宣言し、総会の 決議となる。
 - (8) 会員は、直接自分自身で、または委任状を使って、また代理人を立てて、または上記(5)が定める方法で投票できる。総会に出席しているのが会員本人であるか、または会員の代理として出席している者であるかにかかわらず、一人一票の権利は、挙手による投票、また無記名投票においても変わらない。

- (9) 委任状の形式は書面で、一般の、また通常の書式によるものとし、 指名人または法的に有効な代理人によるものでなければならない。また、指名人が会社の場合は、社印があるか、正式な権限を 持つ社員、または文書により権限を与えられた代理人によるもの でなければならない。委任状の被委託者は本会の会員でなくても 良い。委任状を委託された者は、無記名投票の要求をしたり、ま た要求に参加する権利も付与される。
- (10) 委任状は、指名された代理人が投票するとされる総会、あるいは 延期後の総会以前に秘書役に預けられねばならない。
- (11) 秘書役は、理事会や総会のすべての質問、用件、決議および、その他の審議について完全で正確な議事録を作成し、事前に閲覧を申し込んだ会費が納入済みの会員に、常識的に妥当な時間の範囲内で閲覧を許す。記録の正確を期するために、理事会の議事録は、その会の議長によって署名されるか、または次の理事会で議長が内容を確認の上署名する。 同様に総会の議事録についても、同会の議長か、次の総会、あるいは年次総会の議長により署名される。
- 23.2 会員総会は、上記 23.1(4)に従い総会での投票権を有する会員が協議内容を聞き取り協議に参加することが合理的に可能となるような機器を使用して開催することができる。

付則

24. 理事会は、時に応じ会則に矛盾しない限りにおいて本会の運営のために付則の制定、改正、廃止を行えるが、総会は、かかる付則を無効とすることができる。

会則の変更

25. 1981 年制定の「社団法人に関する法律」(クイーンズランド州法)の規定により、本会則は総会での特別決議(投票数の4分の3以上の多数)によって、改定、廃止、追加する事が出来る。ただし、その改定、廃止、追加は、同法を管理、運用する監督官庁に提出され、承認されない場合は有効でない。

資金ならびに会計

- 26. (1) 本会の資金は、理事会が時に応じて指定した銀行の、本会名義の 口座に預金する。
 - (2) 帳簿は、本会の財政業務と通常の会計用簿記にある明細項目を、 英語の手書き体あるいはゴシック体により、正しく記録かつ維持 する。
 - (3) すべての現金は、受領後、出来るだけ早く預金する。

- (4) 本会が発行するすべての小切手は、以下の2名によって署名されなければならない。
 - (a) 本会の会長
 - (b) 本会の秘書役
 - (c) 本会の会計
 - (d) 小切手に署名できる者として理事会により承認された上記 以外の本会会員3名のうちの一人

ただし、小切手に署名する2名のうち1名は、本会の会長、秘書 役、または会計でなければならない。

- (5) 小口現金埋め合わせ以外の小切手は、「銀行渡り」とする。
- (6) 本会による 100 ドル以上の支払いは、小切手または電子送金によ らなければならない。
- (7) すべての支出は、理事会で承認または追認されなければならない。
- (8) 毎会計年度終了後、できるだけ早く会計は以下の項目を含む計算書を用意する。
 - (a)終了した会計年度の収入と支出
 - (b) 資産と負債および年度末における本会の財産に関するすべての担保、賦課金、証券。
- (9) 上記の会計報告書はすべて監査役によって審査され、その監査が 行われた会計年度に続いて開催される年次総会の前に、監査役が 秘書役に審査結果を報告する。
- (10) いかなる由来による本会の収入および資産も、本会の目的の振興と会則に設定されている権限の行使にのみ使われ、あるいは当てられる。その一部が直接また間接に本会員あるいは会員の間で、配当金、割戻金、その他の形で利益分配されたり、支払われたり、また譲渡されたりしてはならない。但し会員による前貸金に対する正当な利子、または本会による会員からの借金、または役員あるいは使用人の給料、あるいはその他、本会に対し実際に提供された用益・サービスに対する支払いについては、それを妨げない。さらに、会員による経費の立て替え、現金貸し、本会が借用した物品、または本会に賃貸された不動産物件に対する、妥当で正しい料金あるいは賃貸料の支払い、また返済についても、本会則の解釈において、それを妨げない。

書類

27. 理事会は、本会の帳簿、書類、不動産権利証書、有価証券を安全 確実に保管する。

会計年度

28. 本会の会計年度は毎年3月31日に終了する。

剰余資産の分配

29. もし本会が 1981 年制定の「社団法人に関する法律」(クイーンズランド州法) の規定に従って閉会することになり、すべての借金および負債を返済した後 に財産が残った場合、会員に返却、または分配することができるが、本会と 同様の目的を掲げ本会則 26 条 10 項で規定している通り、少なくともその活動から得る収入や資産をメンバーに分配することを本会と同じ程度に禁じている、一つの、または複数の団体に対して寄付あるいは譲渡することもできる。そのような協会や団体の決定は本会の会員によってなされる。

1990年10月24日制定
1999年4月10日改定
2004年12月11日改定
2007年5月19日改定
2015年11月28日改定
2015年11月28日改定
2015年11月28日改定
2015年11月28日改定
2015年11月28日改定
2021年11月28日改定
2022年10月10日改定